

## 桶川市不当要求行為等の対策に関する要綱

(平成17年9月7日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、職員が公務を執行する上で受ける不当若しくは暴力的な要求行為（以下「不当要求行為等」という。）を未然に防止するとともに、不当要求行為等に対して組織的な取組を行うため必要な事項を定めることにより、職員の安全と公務の円滑かつ適正な遂行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、職員に対する行為で次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力、脅迫又はこれに類する行為
- (2) 正当な理由なく面会を強要する行為
- (3) 乱暴な言動等により職員に身の不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は団体の威力を示すなど社会常識を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入を要求し、事務事業の変更、中止等を要求し、又は金銭若しくは権利等を不当に要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全若しくは庁舎等における秩序の維持又は公務の執行に支障を生じさせる行為

(不当要求行為等防止対策委員会)

第3条 不当要求行為等を未然に防止するとともに、組織的な取組及び統一的な対策を推進するため、桶川市不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び対策方針に関すること。
- (2) 不当要求行為等の未然防止に関すること。

(3) 関係機関との連絡調整に関すること。

(4) その他不当要求行為等の対策に関し必要な事項

(組織)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、市民生活部長、健康福祉部長、都市整備部長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第7条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(不当要求行為等発生時の対応措置)

第8条 職員は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する事象を知ったときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、所管する業務に関して不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認めたときは、相手方に対して注意若しくは警告を発し、退去を命ずる等の必要な措置を講ずるものとする。この場合において、所属長は、事態が緊迫していると認めるときは、警察等の関係機関に通報するものとする。

3 前項に規定する場合において、所属長は、不当要求行為等発生報告書(別記様式)により委員長に報告しなければならない。

4 委員長は、前項の報告を受けたときは、直ちに所管する委員に事実関

係の調査を命じ、必要に応じ委員会の会議を招集するものとする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 29 日市長決裁)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 5 月 23 日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 1 月 7 日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式（第8条関係）

不当要求行為等発生報告書

年 月 日

桶川市不当要求行為等防止対策委員会委員長

所属長 職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

このことについて、次のとおり報告します。

発 生 日 時	年 月 日 ( )		
	午前・午後	時 分	から 午前・午後 時 分まで
発 生 場 所			
行 為 区 分	1 暴力又は脅迫      2 乱暴な言動      3 面会強要 4 その他 ( )		
相手方の住所・氏名等	(連絡先 )		
対応職員の職・氏名			
不当要求行為等の概要			
対 応 措 置			
警 察 へ の 通 報	有・無	通報日時	年 月 日 ( )
		通報先	
特 記 事 項			